

責任ある原材料調達への対応方針

目的

日産自動車株式会社と外国企業を含むすべての連結子会社（以下、「日産」といいます。）は、商品の製造に際して、サステナブルマテリアルの積極的な使用に取り組んでおり、その一環として環境や社会に配慮した原材料の使用を推進しています（詳細は「ニッサン・グリーン調達ガイドライン」をご参照下さい）。

日産は、事業活動を行う各市場の法規制を遵守しながら、「日産サステナビリティデューディリジェンス基準」に記載する国際基準を参照し、責任ある原材料調達を進めるため、原材料の特性や状況に応じた取り組みを推進します。

適用範囲

本方針は、日産自動車株式会社と外国企業を含むすべての連結子会社（日産）に適用されます。また、取引先に対しても、自らのサプライチェーンに同水準の原則を導入するよう求めます。

対応方針

原材料におけるガバナンスの実践

日産は、グローバル市場におけるサプライチェーンのあらゆる段階において、環境、社会、倫理に配慮して事業活動を行います。商品の製造に使用する材料や構成部品に含まれる天然資源において、環境や人権等のサステナビリティ側面への影響に対し、「日産サステナビリティデューディリジェンス基準」に沿ってデューディリジェンスを実施し、自らのサプライチェーンを監視し、懸念がある場合には、「日産取引先サステナビリティガイドライン」に従ってリスクを防止・軽減し、改善に向けた対策を実施します。また、取引先においても、同水準の管理の実施を求めます。

現地の法令と国際基準との間に矛盾がある場合には、可能な限り国際基準を尊重する方法を追求します。

重点的に取り組む原材料

日産は商品に使用する材料や構成部品に含まれる天然資源の中で、人権や環境等のリスクが高いと考えられる以下の原材料に重点的に取り組みます。

- i. 紛争地域および高リスク地域からの錫（すず）、タングステン、タンタル、金を含む全ての鉱物
経済協力開発機構（OECD）が定めた「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デシリジェンス・ガイダンス」とそのプロセスを参照し、デューディリジェンスを実施します。
- ii. コバルト、ニッケル、リチウム、天然黒鉛を含むバッテリーの製造に必要な鉱物

EU バッテリー規制等、各国の関係法規制に従ってトレーサビリティシステムを構築し、人権や環境等の側面でリスクのある鉱物を調達していないかどうかを確認します。負の影響の懸念がある場合には、リスクを防止・軽減し、改善に向けた対策を実施します。

iii. 天然ゴム等、社会や環境への影響が懸念される原材料

天然ゴムについては、「持続可能な天然ゴムのためのグローバル・プラットフォーム(GPSNR)」の 12 原則を支持し、持続可能な天然ゴム調達のため、取引先と協力してデュー・ディリジェンス等を実施します (Appendix)

参照

[日産人権方針](#)

[日産サステナビリティデュー・ディリジェンス基準](#)

[日産取引先サステナビリティガイドライン](#)

[ニッサン・グリーン調達ガイドライン](#)

[OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス\(仮訳\)](#)

Appendix

持続可能な天然ゴム調達への対応

本対応は、GPSNR のハイレベルコミットメントと整合しています。

適用範囲

本文書の規定は、当社業務において調達された天然ゴムに適用します。リスクアセスメントに基づき、リスク軽減の取り組みに向けて、特定の製品または製品タイプの優先順位付けの必要性を認識しています。当面は、天然ゴム使用量の多い取引先を対象とし、その後拡大を目指します。[日産取引先サステナビリティガイドライン](#)に取引先へのお願い事項を明記しています。

このガイドラインは、当社の取引先評価方法の基準となり、本文書に記載されている方針の遵守に向け 取引先の期待の維持・向上に貢献します。

方針

持続可能な天然ゴム

当社業務および取引先を通して、下記に示す GPSNR の方針に従って生産・加工された天然ゴムを含む製品をさらに調達する様に取り組みます。

- ・現地、国内外の法律の遵守
- ・汚職の防止
- ・森林破壊又は重要な野生動物生息地の破壊に寄与しない
- ・高保全価値（HCV）と高炭素貯蔵（HCS）の森林の保護（2019 年 4 月 1 日以前の森林破壊または HCV 劣化は、この方針の適用対象外とする）
- ・水と土壌資源の保護
- ・人権に関わる問題に取り組むため、国連ビジネスと人権に関する指導原則や世界人権宣言などの国際規範を尊重
- ・先住民及び地域社会(IPLCs)が彼らの権利に影響を及ぼしうる活動について、事前に十分な情報を与えられた上での同意の自由（FPIC）を保証し、ゴム生産地域における IPLC の公式及び慣習的な土地の権利を尊重・認識し、先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）に従う
- ・国際的に認められた労働の権利、ILO 基本条約、及び労働者の権利に関するすべての適用法の尊重、特に 下記に関する事項：
 - 児童労働、強制労働の禁止
 - 結社および団体交渉の自由
 - 差別の禁止
 - 虐待行為の禁止
 - 法定の労働時間

- 安全で健康的な職場
- 妥当な生活賃金
- ジェンダー平等

・ゴム生産者、特に小規模農家とゴム生産地のコミュニティの生計に対して、GPSNR 実施ガイドラインの定義に従った配慮

デューディリジェンス

当社方針を実施し、進捗状況を示すため、また、セクター全体の変革に貢献する上で影響力があることを認識するため、以下の事項を更に推進します。:

- トレーサビリティ**: 遵守を検証できる適切な管轄レベルまで当社のサプライチェーンにおける原材料のマッピング及びトレーサビリティを促進します。
- リスクアセスメント**: 天然ゴムサプライチェーン内の実際の及び潜在的な環境・社会的リスクを評価し、GPSNR 実施ガイドラインに定められるリスク緩和の取り組みを優先します。
- サプライヤーエンゲージメント**: 取引先とともに、この方針に違反する天然ゴムサプライチェーンにおける環境・社会的損害を特定、防止、そして軽減し、さらに、新たな取引先/パートナーの環境・社会的パフォーマンスを契約前に評価します。取引先に対し、天然ゴムの生産・調達に関する GPSNR 方針の枠組みに沿ったデューディリジェンス・プロセスを設定し、GPSNR 実施ガイドラインに定められる必要な取り組みについて期限を定めて実施することを要請します。GPSNR から技術支援を得ながら、当社の期待を理解していただくためのガイダンスや研修を取引先に対して提供いたします。当社の日産取引先サステナビリティガイドラインを遵守しない場合、遵守に向け、そして過去の又は現在の損害の改善に向け、期限を定めた実行計画を作成します。
- 紛争解決**: 当社の業務に関する様々な苦情に対処し、公正かつタイムリーに紛争の解決を目指す仕組みを整備しています。また、取引先に対して当社と同様に取り組むことを期待します。
- 報告**: GPSNR の報告要件の指定通りに、方針の実施状況について適切に報告いたします。
- 持続可能な天然ゴムイニシアティブのための支援**: また、世界市場における天然ゴムの持続可能な採取を可能にし、強化させるべくステークホルダーの皆様およびサプライチェーンへ働きかけ、貢献に努めます。